

平成31年第1回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成31年第1回教育委員会定例会議事日程

平成31年1月21日（月）

午後2時30分 開会

多賀城市役所3階 第2委員会室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務
報告第1号

臨時代理の報告について（平成30年度多賀
城市教育功績者等表彰（追加）について）

議案第1号

平成31年度多賀城市教育基本方針及び教育
重点目標について

議案第2号

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係
る意見について（公の施設の使用料の適正化
並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに
伴う関係条例の整備に関する条例について）

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成30年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

1月4日、1月1日付けの人事異動及び定期昇給者に係る辞令を交付しました。教育委員会の職員は、41名中40名が昇給しております。

1月10日、「平成30年度第6回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市内で開催され、教育長が出席しました。

■学校教育課関係

市立小中学校は、昨年12月21日の終業式で冬休みに入り、1月8日の始業式から3学期に入っております。

12月26日、27日、28日の3日間、今年度で7回目となる「多賀城スコールのウィンタースクール」が東北学院大学工学部で開催され、小学生のべ244名、中学生のべ65名が参加しました。

小・中学校のインフルエンザについては、高崎中学校で1月15日に1クラスの学級閉鎖の報告がありました。その他、各学校からも少人数ながら罹患者発生の報告が入っておりますので、うがいや手洗いの励行を指導し、感染の未然防止に努めてまいります。

■生涯学習課関係

1月9日から中学校区ごとの「第3回学校支援地域本部事業ネットワーク協議会」を開催し、2学期の活動報告と3学期の運営について地域連携担当教員と地域住民の皆様との話し合いが行われました。

1月11日、「青少年健全育成多賀城市民会議第3回理事会」が市役所で開催され、事業報告や平成30年度青少年善行者表彰の選考等を審議しました。

1月12日、宮城県公立武道館協議会との共催による「10,000人寒げい古」が総合体育館で開催されました。市内の武道愛好家15団体181名が参加

し、一斉に稽古しました。

1月13日、「平成31年成人式」を文化センターで開催しました。

市内中学校4校の卒業生10名が実行委員として企画や運営を行い、中学校当時を振り返る映像上映や恩師スピーチ、新成人代表の意見発表が行われ、新成人722名のうち、463名が出席しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は別表のとおりです。

■文化財課関係

1月13日から平成30年度資料展「地域の文化財―八幡村―」を、埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。期間は平成31年3月21日までとなっております。

1月17日、第2回日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会が県庁で開催され、文化財課長等が出席しました。平成30年度事業の進捗状況報告、及び平成31年度事業計画案等について協議が行われました。

(別表) 社会教育事業等の実施状況

(平成31年1月11日現在)

開催日	内 容	参加者数	会場
12月27日	青少年教育事業「冬休み書道教室」 (小学校書き初め展のテーマに合わせて文字を書く) 講師：大代地区公民館 高橋 秀秋 氏	10人	山公
12月27日	英会話に挑戦! English Cafe 運営：市立図書館指定管理者	4人	市図
12月27日	青少年教育事業「まなびのひろば」 (小学生の冬休みの宿題支援) 協力：多賀城高等学校生徒(ボランティア)2人ほか	7人	大公

12月27日 1月8日	地域スポーツ指導者派遣事業 (健康体操、ストレッチ、転倒予防など) 申請団体：桜木東町内会、トゥインクルたがじょう 運営：体育施設等指定管理者	41人	市内
1月5日、8日、9日	介護福祉課委託事業「健康ストレッチ教室」 運営：体育施設指定管理者	192人	シルバー、 山公
1月6日	「大人の食育 ～はくさい～」 (白菜のルーツや栄養価及び調理法を学ぶ) 講師：野菜ソムリエプロ 中川 牧子 氏	9人	市図
1月10日	「ベビーマッサージ ～赤ちゃんの笑顔がだいすき～」 (ベビーマッサージで、赤ちゃんとのスキンシップ) 講師：JADP 認定ベビーマッサージ インストラクター 高橋 歩美 氏	14人	市図

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館 市会：市民
会館市図：市立図書館 総体：総合体育館 プール：市民プール 市テ：市民テニ
スコート シルバー：シルバーヘルスプラザ

平成31年1月21日提出

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

臨時代理事務報告第1号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

平成31年1月21日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

平成31年1月16日

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

平成30年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について
このことについて、次のとおり決定する。

議案第 1 号

平成 3 1 年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標
について
このことについて、別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 1 月 2 1 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 小畑 幸彦

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。

あわせて、市民が「未来を育むまち史都多賀城」の歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの実現のために活動できる環境整備に努める。

平成31年度教育重点目標

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

子どもたちが生き生きと安全に暮らしていくためには、学校・家庭・地域が手を取り合い、協力しながらともに良い教育環境を作っていくことが必要である。学校支援地域本部事業や放課後子ども教室推進事業により協働教育の取組が進行し、平成27年度から市内すべての小中学校で事業が実施されている。この取組の充実・発展を図る。

このため、次の施策を行う。

(1) 学校・地域が連携した子どもたちの育成

- 学校支援地域本部事業の実施
- 地域教育協議会の活動支援
- 地域コーディネーター、学校支援ボランティアの育成
- 防災キャンプの実施

(2) 放課後等の安全・安心な居場所づくり

- 放課後子ども教室の実施
- 運営スタッフの育成、活動支援

(3) 家庭教育力の向上

- 基本的な生活習慣の実践
- 家庭教育事業の実施

(4) 青少年の健全育成

- 街頭巡回指導の実施
- 啓発活動の推進
- ジュニアリーダー、次世代リーダーの育成支援

2 学校教育の充実

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、基礎的・基本的な幅広い知識と教養を身に付け、社会の変化に主体的に対応できる能力及び思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」の定着と個性を伸ばす教育の充実を図る。

また、国際的視野をもち、生涯にわたり自ら学ぶ意欲と態度、郷土愛と豊かな人間関係を培う教育の推進を図るとともに、教職員の英知と創意を生かし、地域社会に開かれた特色ある学校づくりと子どもたちの「生きる力」をはぐくむ学校教育の実現に努め、「多賀城を知り多賀城を語る児童生徒」の育成に努める。

なお、東日本大震災は、児童生徒及び教職員の心身、地域・家庭を取り巻く環境や教育活動に、今もなお大きな影響を与えていることから、児童生徒等の心のケアを充実させるとともに、円滑な学校運営の支援に努める。

このため、次の施策を行う。

(1) 郷土愛を育む教育の推進（地域社会に開かれた、特色ある多賀城らしい教育の施策）

- 多賀城を知り多賀城を語る児童生徒の育成
- 多賀城らしい理科教育の推進
- 多賀城らしい国際理解教育の充実
- 保護者、地域の信頼に応える学校づくり

(2) 教育の質の向上（「確かな学力」と「豊かな心」をはぐくむ教育の施策）

- 教職員の授業力の向上
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - ・授業の「ねらい」と「振り返り」を確実に位置付けた学習過程の構築
 - ・ICTの効果的な活用
- 個に応じた学習指導の推進
- 体験活動の充実
- 家庭との連携を図った学習習慣の確立
- 規範意識や自己肯定感・自己肯定感や自尊心を高める道徳教育の推進
- 「語りかけて励まし、認めて育てる」心のかよいあう生徒指導の推進
- 一人ひとりが生き生きと活躍できる、いじめのない集団づくりの推進
- とともに学び、ともに育つ特別支援教育の推進
- PDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの構築

(3) 健康づくりと食育の充実（「健やかな体」を育てる健康教育の施策）

- 児童生徒等の健康診断の実施、学校保健会活動の支援
- 健康的な生活習慣の形成
- 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保
- 給食センターと学校が連携した食育の推進

(4) 教育相談体制の充実

- 震災による心への影響の実態把握と適切なケアの推進
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを中心とした相談体制の充実
- 不登校、いじめ対策としての心のケアハウスの運営
- 保護者、地域の信頼に応える開かれた学校づくり

(5) 安心・安全な教育環境の整備

- 学校施設の計画的な整備
 - 安全で安心して学ぶことのできる教育施設の整備
 - 防犯・防災教育、安全教育の推進
- (6) 新たな時代に対応するための取組推進
- 教員が子どもと向き合う時間の確保（働き方改革の推進）
 - 各種支援員等の適切な配置
 - 児童生徒の学校満足度心理検査（Hyper-Qu）の実施
 - プログラミング教育の推進

3 生涯学習の推進

急速な技術革新の進展や膨大な情報により社会環境が変化する中であって、賢く、楽しく、生きがいを持って生きていくためには、一生を通じて学び続ける必要があり、学ぶことによって「生活の質」を高めることができる。そこに生涯学習の意義がある。

生涯学習の拠点となる公民館や図書館、体育館などの社会教育施設については、市民が学びを通じて交流する場として相応しい施設整備を図り、多様な学習メニューを用意するほか、利用者が自らの課題を解決する学びを支援する。

特に、文化交流拠点のうち、知の拠点を担う市立図書館にあつては指定管理者制度による運営を安定的に行い、また、芸術文化の拠点を担う文化センターにあつては同制度による第2期として深化を目指すなど、民間のノウハウを活かし、更なる「学び」や「芸術文化」の充実を図る。

このため、次の施策を行う。

(1) 学習機会の充実

- 地域人材を活用した社会教育振興事業
- 学校の教育スキルを社会教育に活かす学校開放講座開設事業
- 生活の知恵や心を豊かにする社会教育事業
- 高齢者の健康と仲間づくりを支える高齢者教育事業
- 視聴覚ライブラリー運営事業
- 子どもの読書を推進する学校図書室支援
- 立地を活かした図書館での各種イベントの実施

(2) 市民創造型生涯学習の推進

- 新成人を祝い励ます成人式開催事業
- 生涯学習活動を支援する生涯学習活動補助事業
- 学習成果の発表機会としての文化センターまつり、山王地区公民館まつり、大代地区公民館まつり等の開催
- 市民団体育成支援

(3) 芸術文化の振興

- 市民の教養と豊かな情操を培う芸術鑑賞機会の提供
- 市民音楽祭等音楽イベントの実施

(4) 生涯学習施設の運営

- 施設・設備の充実
- 利用者サービスの充実とマナー向上
- 大代地区公民館(屋上)改修事業

(5) 文化交流拠点中核施設の運営

- 東北随一の文化交流拠点としての市立図書館の運営
- 施設設備の充実と学習・交流機会の提供
- 市立図書館指定管理更新事業

4 スポーツの振興

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るためスポーツ活動を推進し、多種目・多世代・多目的でつくる市民スポーツ社会を実現する。

スポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流を促進し、活気あふれる元気なまちづくりを目指す。

このため、次の施策を行う。

(1) スポーツ機会の充実

- 地域でのスポーツ活動を推進するスポーツ振興員運営事業
- 学校施設を市民に開放してスポーツ振興を図る学校施設開放管理運営事業
- 全日本実業団対抗女子駅伝競走大会運営支援事業

(2) 社会体育施設等の施設環境の充実

- 市民プール改修事業
- 総合体育館(弓道場)改修事業

5 文化財の保存と活用

文化財を適正に保存・活用することは、市民の歴史文化に対する意識の向上に繋がり、ひいては本市の個性豊かな魅力あるまちづくりに大きく寄与するものである。

よって、東日本大震災からの復興に向けて、歴史、文化を活かしたまちづくりを推進するため、郷土の貴重な遺産である文化財を保護・継承し、関係部署等との連携のもと、その活用を図る。

このため、次の施策を行う。

(1) 文化財の調査・保存の推進

- 埋蔵文化財の発掘調査の実施
- 市内歴史遺産調査の実施
- 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の促進
- 地域との連携による史跡地内の景観保全

(2) 文化財の積極的な活用促進

- 特別史跡多賀城跡復元整備事業（南門等復元及び周辺整備）の推進
- 歴史的風致維持向上計画に係る歌枕環境整備事業（興井整備）の推進

(3) 文化財の普及啓発の推進

- 子どもたちの歴史的な体験学習機会や市民が文化財に触れる機会の充実
- 市の歴史・文化の魅力を広く伝える展示会、講座や出前学習等の充実
- 郷土芸能の振興と活動支援

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見に
ついて

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する
法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求
められたので、異議ない旨申し出る。

平成 31 年 1 月 21 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦

市公第1080号
平成31年1月17日

多賀城市教育委員会 殿



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の議案を平成31年第1回市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

公の施設の使用料の適正化並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

2 議案内容

別紙議案及び議案資料のとおり

担当：市長公室行政経営担当 松坂
内線：213

議案第9号

公の施設の使用料の適正化並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

公の施設の使用料の適正化並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

公の施設の使用料の適正化並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(多賀城市下水道条例の一部改正)

第1条 多賀城市下水道条例(昭和53年多賀城市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多賀城市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 多賀城市水道事業給水条例(昭和55年多賀城市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項、第27条、第34条第2項及び第34条の2第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(多賀城市財産条例の一部改正)

第3条 多賀城市財産条例(昭和47年多賀城市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考7中「1.08」を「1.1」に改める。

(多賀城市道路占用料等条例の一部改正)

第4条 多賀城市道路占用料等条例(平成9年多賀城市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表備考9中「1.08」を「1.1」に改める。

(多賀城市公共物管理条例の一部改正)

第5条 多賀城市公共物管理条例(昭和50年多賀城市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表備考10中「1.08」を「1.1」に改める。

(多賀城市都市公園条例の一部改正)

第6条 多賀城市都市公園条例(昭和43年多賀城市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4備考6中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第5中

「

1日につき	9,900円
-------	--------

」を「

1日につき	10,000円
-------	---------

」に、
」
「

1時間につき	6,200円
--------	--------

」を「

1時間につき	6,300円
--------	--------

」に
」

改める。

(多賀城市営住宅条例の一部改正)

第7条 多賀城市営住宅条例(平成9年多賀城市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「2,700円」を「2,800円」に改める。

(多賀城市市民活動サポートセンター条例の一部改正)

第8条 多賀城市市民活動サポートセンター条例(平成20年多賀城市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

450円	650円	700円	1,100円	1,350円	1,800円
------	------	------	--------	--------	--------

」

350円	500円	550円	850円	1,050円	1,400円
450円	650円	700円	1,100円	1,350円	1,800円
450円	650円	700円	1,100円	1,350円	1,800円
1,050円	1,350円	1,550円	2,400円	2,900円	3,950円
350円	500円	550円	850円	1,050円	1,400円
350円	500円	550円	850円	1,050円	1,400円

を

「

500円	750円	800円	1,300円	1,600円	2,100円
400円	600円	650円	1,000円	1,200円	1,600円
500円	750円	800円	1,300円	1,600円	2,100円
500円	750円	800円	1,300円	1,600円	2,100円
1,200円	1,600円	1,800円	2,800円	3,400円	4,700円
400円	600円	650円	1,000円	1,200円	1,600円
400円	600円	650円	1,000円	1,200円	1,600円

に改め、同表備考3中「300円」を「350円」に改める。

別表第2号の表事務用ブースの項中「1,000円」を「1,200円」に改める。

別表第3号の表事務用ロッカーの項中「200円」を「300円」に改める。

(多賀城市民会館条例の一部改正)

第9条 多賀城市民会館条例(昭和61年多賀城市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

27,100円	41,400円	56,900円	68,500円	98,300円	125,400円
---------	---------	---------	---------	---------	----------

37,400円	55,600円	69,900円	93,000円	125,500円	162,900円
34,900円	54,400円	73,700円	89,300円	128,100円	163,000円
49,200円	72,500円	90,700円	121,700円	163,200円	212,400円
41,400円	62,100円	85,500円	103,500円	147,600円	189,000円
56,900円	82,900円	104,000円	139,800円	186,900円	243,800円
55,600円	82,900円	113,000円	138,500円	195,900円	251,500円
75,100円	111,000円	139,000円	186,100円	250,000円	325,100円
69,900円	103,000円	140,000円	172,900円	243,000円	312,900円
89,300円	134,000円	183,000円	223,300円	317,000円	406,300円
6,300円	10,300円	12,900円	16,600円	23,200円	29,500円
8,900円	12,900円	16,700円	21,800円	29,600円	38,500円
8,900円	12,900円	16,700円	21,800円	29,600円	38,500円
11,500円	16,700円	21,900円	28,200円	38,600円	50,100円
10,300円	14,100円	20,700円	24,400円	34,800円	45,100円
12,900円	19,300円	25,900円	32,200円	45,200円	58,100円
12,900円	19,300円	27,100円	32,200円	46,400円	59,300円
16,700円	25,900円	34,900円	42,600円	60,800円	77,500円
16,700円	24,500円	33,600円	41,200円	58,100円	74,800円
20,700円	32,200円	44,000円	52,900円	76,200円	96,900円
2,800円	4,100円	5,700円	6,900円	9,800円	12,600円
3,800円	5,600円	7,100円	9,400円	12,700円	16,500円
3,500円	5,400円	7,400円	8,900円	12,800円	16,300円
4,900円	7,200円	9,200円	12,100円	16,400円	21,300円
4,100円	6,200円	8,600円	10,300円	14,800円	18,900円
5,700円	8,400円	10,800円	14,100円	19,200円	24,900円
5,600円	8,400円	11,500円	14,000円	19,900円	25,500円
7,700円	11,300円	14,300円	19,000円	25,600円	33,300円
7,700円	10,300円	14,100円	18,000円	24,400円	32,100円
8,900円	14,100円	19,300円	23,000円	33,400円	42,300円
1,300円	1,900円	2,900円	3,200円	4,800円	6,100円
350円	600円	800円	950円	1,400円	1,750円
600円	950円	1,200円	1,550円	2,150円	2,750円
950円	1,300円	1,800円	2,250円	3,100円	4,050円
950円	1,400円	1,900円	2,350円	3,300円	4,250円

450円	700円	1,050円	1,150円	1,750円	2,200円
450円	600円	950円	1,050円	1,550円	2,000円
450円	700円	950円	1,150円	1,650円	2,100円

」

を

「

32,500円	49,600円	68,200円	82,200円	117,000円	150,000円
44,800円	66,700円	83,800円	111,000円	150,000円	195,000円
41,800円	65,200円	88,400円	107,000円	153,000円	195,000円
59,000円	87,000円	108,000円	146,000円	195,000円	254,000円
49,600円	74,500円	102,000円	124,000円	177,000円	226,000円
68,200円	99,400円	124,000円	167,000円	224,000円	292,000円
66,700円	99,400円	135,000円	166,000円	235,000円	301,000円
90,100円	133,000円	166,000円	223,000円	300,000円	390,000円
83,800円	123,000円	168,000円	207,000円	291,000円	375,000円
107,000円	160,000円	219,000円	267,000円	380,000円	487,000円
7,500円	12,300円	15,400円	19,900円	27,800円	35,400円
10,600円	15,400円	20,000円	26,100円	35,500円	46,200円
10,600円	15,400円	20,000円	26,100円	35,500円	46,200円
13,800円	20,000円	26,200円	33,800円	46,300円	60,100円
12,300円	16,900円	24,800円	29,200円	41,700円	54,100円
15,400円	23,100円	31,000円	38,600円	54,200円	69,700円
15,400円	23,100円	32,500円	38,600円	55,600円	71,100円
20,000円	31,000円	41,800円	51,100円	72,900円	93,000円
20,000円	29,400円	40,300円	49,400円	69,700円	89,700円
24,800円	38,600円	52,800円	63,400円	91,400円	116,000円
3,300円	4,900円	6,800円	8,200円	11,700円	15,100円
4,500円	6,700円	8,500円	11,200円	15,200円	19,800円
4,200円	6,400円	8,800円	10,600円	15,300円	19,500円
5,800円	8,600円	11,000円	14,500円	19,600円	25,500円
4,900円	7,400円	10,300円	12,300円	17,700円	22,600円
6,800円	10,000円	12,900円	16,900円	23,000円	29,800円

6,700円	10,000円	13,800円	16,800円	23,800円	30,600円
9,200円	13,500円	17,100円	22,800円	30,700円	39,900円
9,200円	12,300円	16,900円	21,600円	29,200円	38,500円
10,600円	16,900円	23,100円	27,600円	40,000円	50,700円
1,500円	2,200円	3,400円	3,800円	5,700円	7,300円
400円	700円	950円	1,100円	1,600円	2,100円
700円	1,100円	1,400円	1,800円	2,500円	3,300円
1,100円	1,500円	2,100円	2,700円	3,700円	4,800円
1,100円	1,600円	2,200円	2,800円	3,900円	5,100円
500円	800円	1,200円	1,300円	2,100円	2,600円
500円	700円	1,100円	1,200円	1,800円	2,400円
500円	800円	1,100円	1,300円	1,900円	2,500円

」

に改め、別表第2号の表中「14,800円」を「17,700円」

に改め、別表備考8中「4,500円」を「5,400円」に改める。

(多賀城市公民館条例の一部改正)

第10条 多賀城市公民館条例(昭和52年多賀城市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
1,300円	1,900円	2,900円	3,200円	4,800円	6,100円
600円	700円	950円	1,300円	1,650円	2,250円
800円	950円	1,300円	1,750円	2,250円	3,050円
600円	800円	1,050円	1,400円	1,850円	2,450円
600円	700円	950円	1,300円	1,650円	2,250円
350円	450円	600円	800円	1,050円	1,400円
1,650円	2,600円	3,500円	4,250円	6,100円	7,750円

1,400円	2,300円	3,100円	3,700円	5,400円	6,800円
300円	350円	450円	650円	800円	1,100円
700円	950円	1,400円	1,650円	2,350円	3,050円
1,400円	2,000円	2,500円	3,400円	4,500円	5,900円
450円	450円	700円	900円	1,150円	1,600円
450円	450円	700円	900円	1,150円	1,600円
450円	650円	800円	1,100円	1,450円	1,900円
450円	650円	800円	1,100円	1,450円	1,900円
450円	650円	800円	1,100円	1,450円	1,900円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
1時間当たり1面につき350円（夜間照明設備を併せて使用する場合には、当該額に1時間当たり1面につき600円を加算する。）					
1,400円	2,000円	2,500円	3,400円	4,500円	5,900円
450円	650円	800円	1,100円	1,450円	1,900円
450円	650円	800円	1,100円	1,450円	1,900円
450円	650円	800円	1,100円	1,450円	1,900円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円
700円	950円	1,200円	1,650円	2,150円	2,850円

」

を

「

800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円
800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円	3,400円

に改め、別表第2号の表設備器具の項中「7,400円」を「8,800円」に改め、別表備考5中「700円」を「800円」に改める。

(多賀城市体育施設条例の一部改正)

第11条 多賀城市体育施設条例(平成16年多賀城市条例第12号)

の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

1,800円	2,500円	3,800円	8,100円
3,800円	5,100円	7,700円	16,600円
3,800円	5,100円	7,700円	16,600円
7,700円	10,300円	15,500円	33,500円
11,500円	15,500円	23,200円	50,200円
23,200円	31,000円	46,600円	100,800円
69,900円	93,200円	139,000円	302,100円
1,050円	1,400円	2,200円	4,650円
2,200円	3,000円	4,500円	9,700円
2,200円	3,000円	4,500円	9,700円
4,500円	6,100円	9,200円	19,800円
6,800円	9,200円	13,900円	29,900円
13,900円	18,600円	27,800円	60,300円
41,900円	55,900円	83,900円	181,700円
800円	1,050円	1,200円	3,050円
全日1時間につき 300円			
全日1時間につき 300円			
午前、午後、夜間各1回につき 1,200円			
午前、午後、夜間各1回につき 2,500円			
午前、午後、夜間各1回につき 2,500円			
午前、午後、夜間各1回につき 5,100円			
午前、午後、夜間各1回につき 1,200円			
午前、午後、夜間各1回につき 2,500円			

を

午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき	60円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき	100円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき	40円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき	80円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき	20円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき	40円
1 コース 1 時間につき	3,000円
1 時間につき	300円
1 面当たり 1 時間につき	300円
1 面当たり 1 時間につき	600円
1 面当たり 1 時間につき	500円

」

「

2,100円	3,000円	4,500円	9,700円
4,500円	6,100円	9,200円	19,900円
4,500円	6,100円	9,200円	19,900円
9,200円	12,300円	18,600円	40,200円
13,800円	18,600円	27,800円	60,200円
27,800円	37,200円	55,900円	120,000円
83,800円	111,000円	166,000円	362,000円
1,200円	1,600円	2,600円	5,500円
2,600円	3,600円	5,400円	11,600円
2,600円	3,600円	5,400円	11,600円
5,400円	7,300円	11,000円	23,700円
8,100円	11,000円	16,600円	35,800円
16,600円	22,300円	33,300円	72,300円
50,200円	67,000円	100,000円	218,000円
950円	1,200円	1,400円	3,600円
全日 1 時間につき	350円		
全日 1 時間につき	350円		
午前、午後、夜間各 1 回につき	1,400円		
午前、午後、夜間各 1 回につき	3,000円		
午前、午後、夜間各 1 回につき	3,000円		

に改め、

午前、午後、夜間各 1 回につき	6,100円
午前、午後、夜間各 1 回につき	1,400円
午前、午後、夜間各 1 回につき	3,000円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき	100円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 枚につき	150円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき	80円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 台につき	150円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき	40円
午前、午後、夜間各 1 回当たり 1 脚につき	80円
1 コース 1 時間につき	3,600円
1 時間につき	350円
1 面当たり 1 時間につき	350円
1 面当たり 1 時間につき	700円
1 面当たり 1 時間につき	600円

」

同表備考 9 中「100円」を「150円」に、「60円」を「100円」に改め、同表備考 10 中「6,300円」を「7,500円」に改め、同表備考 11 中「3,000円」を「3,500円」に、「1,500円」を「1,750円」に改める。

別表第 2 号の表中

「

午前、午後、夜間各 1 回につき	100円
午前、午後、夜間各 1 回につき	150円
3 時間につき	100円
3 時間につき	150円
2 時間につき	300円（7月1日から8月31日までには、150円）
2 時間につき	600円
2 時間につき	150円（7月1日から8月31日までには、100円）

1 時間につき 150円

を

「

午前、午後、夜間各 1 回につき 150円
午前、午後、夜間各 1 回につき 200円
3 時間につき 150円
3 時間につき 200円
2 時間につき 350円（7月1日から8月31日までにあっては、200円）
2 時間につき 700円
2 時間につき 200円（7月1日から8月31日までにあっては、150円）
1 時間につき 200円

に改め、同表備考3(1)中「3,000円」を「3,500円」に、「1,500円」を「1,750円」に改め、同表備考3(2)中「3,000円」を「3,500円」に、「750円」を「1,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の多賀城市下水道条例第18条の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行

日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の多賀城市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第26条第1項の規定は、施行日以後に到来する新給水条例第28条の規定による基準日以後の水道の使用に係る料金について適用し、当該基準日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

4 新給水条例第27条の規定は、施行日以後の使用に係る消火栓料金について適用し、施行日前の使用に係る消火栓料金については、なお従前の例による。

5 新給水条例第34条第2項及び第34条の2第1項の規定は、施行日以後に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金について適用し、施行日前に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金については、なお従前の例による。

6 第3条の規定による改正後の多賀城市財産条例別表第1、第4条の規定による改正後の多賀城市道路占用料等条例別表、第5条の規定による改正後の多賀城市公共物管理条例別表、第6条の規定による改正後の多賀城市都市公園条例別表第4及び別表第5、第7条の規定による改正後の多賀城市営住宅条例第51条第2項、第8条の規定による改正後の多賀城市市民活動サポートセンター条例別表、第9条の規定による改正後の多賀城市民会館条例別表並びに第10条の規定による改正後の多賀城市公民館条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び占用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。